

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年一月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハピーズ大安寺店・ジュンテンドー大安寺店

所在地 岡山市野殿西町三二九一ーほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市岡町一三一一六

代表者の氏名 代表取締役社長 高原 弘志

(2) 氏名 虫明 伸一

住所 岡山市野殿東町九一二

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市岡町一三一一六

代表者の氏名 代表取締役社長 高原 弘志

(2) 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市下本郷町二〇六一五

代表者の氏名 代表取締役社長 飯塚 正

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年九月十二日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千七十二平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 二百九台

(2) 駐輪場の収容台数 百十七台

(3) 荷さばき施設の面積 百三十・〇平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 七十五・二立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

ア A棟 午前二時

イ B棟 午後八時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午前二時十五分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 荷さばき施設一及び二 午前六時から午後八時まで

イ 荷さばき施設三 午前八時から午後八時まで

二 届出年月日

平成十九年一月十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年一月十九日から平成十九年五月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局経済企画総務課